相模原市津久井学校給食センターボイラー運転業務委託仕様書

１　業務名

相模原市津久井学校給食センターボイラー運転業務委託

２　履行期間

履行期間は令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日までのうち津久井学校給食センターが指示する日とする。ただし、契約期間は、契約締結日から令和１０年９月３０日までとし、契約締結の日から履行期間の開始日前までの期間は業務開始のための準備期間とする。

３　履行場所

名　称　相模原市津久井学校給食センター

所在地　相模原市緑区根小屋１４５７

４　従事者数

１名（従事者が勤務できないときは津久井学校給食センターの運営に支障のないよう代替者を配置する。）

５　従事者の資格

乙種第４類危険物取扱者の資格を有し、かつ二級ボイラー技士又は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者以上の資格を有する者。

６　ボイラー運転計画

　（１）運転計画の提示

発注者は、次の給食実施予定表兼ボイラー運転計画を作成し、受注者へ提示する。

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 提示時期 |
| 給食実施予定表兼ボイラー運転計画 | 年度当初（契約初年度については契約時） |

（２）ボイラー稼働予定日数

　　　令和　７年度　　　１１２日

　　　令和　８年度　　　２１１日

　　　令和　９年度　　　２１１日

　　　令和１０年度　　　１１２日

（３）ボイラー運転日

　　　　ボイラー運転日は、給食実施予定表兼ボイラー運転計画のとおりとする。ただし、発注者は必要があるときは、ボイラー稼働予定日数の範囲内において変更することができるものとする。

７　ボイラー運転時間

　　　　給食実施予定表兼ボイラー運転計画で示す給食実施予定日におけるボイラー運転時間は原則として午前８時から午後５時までの間で指示する時間とし、令和７年度中の１０月から３月まで及び令和８年１０月から履行期間満了の日までの間は、午前７時３０分から午後５時までの間で指示する時間とする。ただし、発注者は必要があると認めるときはボイラー運転時間を変更することができるものとする。

８　対象設備及び付帯設備

１号機　エバラ蒸気ボイラー　ＳＴＥ１５０１ＫＭＮ　１基

　　　　　　　（株）荏原製作所

　　　　２号機　エクオス蒸気ボイラ　ＥＱＳＨ１５００ＫＭ １基

　　　　　　　（株）日本サーモエナー

第一種圧力容器（貯湯槽）　１基  
種類　ストレージタンク　　性能　３．４４㎥（３０００ℓ）  
※参考外形　１４００φ×１８００Ｈ

危険物地下タンク貯蔵所

危険物の類別　第四類

危険物の品名　第二石油類　灯油

貯蔵最大数量　５，０００ℓ

９　業務の内容

（１）ボイラー設備及びこれらに付帯する設備の保守及び運転業務

ア　ボイラー運転中は正常運転のための監視を行うこと。又、トラブル発生時

には、早急に適切な対処を行う。

イ　津久井学校給食センターの諸設備が円滑に使用できるよう最善の努力を払うとともに事故を未然に防止し、諸機器の延命及び運転経費の節減を図る。

ウ　省エネルギーに対する心掛けに徹し公害防止及び経費の節減に努める。

（２）ボイラー定期点検時の立会い業務

（３）ボイラーの修繕作業時の立会い業務

（４）ボイラー部品交換等の小修繕作業

（５）清缶剤等の投入作業及び各部の手入れ作業

（６）給水ポンプ動力盤、制御盤の確認

（７）警報機発報時の該当設備の発報内容の確認および報告

（８）油水分離槽に流入する野菜くず等の清掃

１０　報告事項等

（１）受注者は、毎月業務完了後速やかにボイラー運転日誌を作成し発注者に報告する。

（２）　受注者は、業務従事者を決定又は変更した時は、速やかに業務従事者（変更）報告書を発注者へ提出し、かつ業務従事者が必要な資格を満たしていることを証する書類を提示又は提出しなければならない。

（３）　受注者は、業務の履行においてトラブルが発生した場合や設備に異常が確認された場合等は、直ちに発注者に口頭で状況等を報告し、発注者の指示があった場合には追って書面で報告する。

（４）　発注者は、必要があると認めるときは、随時業務に関することについて報告を求めることができる。

１１　災害発生時の協力

　　　受注者は大規模災害が発生し、発注者が津久井学校給食センターの給食施設等を使用して避難住民への炊き出し等の業務を行う場合には、これに協力する。

１２　関係法令の遵守

ボイラー運転の取扱は、関係法令を遵守すること。

以　上